

廃棄物海洋投入処分許可申請書		
		下土港第 21 号 令和 6 年 6 月 6 日
環境大臣 伊藤 信太郎 殿		
申請者		
住 所 静岡県下田市中 531-1		
氏 名 静岡県下田土木事務所長 佐藤 雅史		
(法人にあつては名称及び代表者の氏名並びに住所)		
第 10 条の 6 第 1 項 船 舶 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 18 条の 2 第 1 項 の規定により、 海洋施設 からの 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：松崎港における港内浚渫によって発生 する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関 する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 10 条第 2 項第 5 号口の政令で定める基準に適合するもの。 (詳細は別紙－1 のとおり)	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処 分に関する実施計画 に係る事項	廃棄物の海洋投入処分 をしようとする期間	2024 年許可発給日～2029 年 月 日
	海洋投入処分をしよう とする廃棄物の数量	体積量 147,531m ³
	単位期間において海洋 投入処分をしようとする 廃棄物の数量	2024 年許可発給日～翌年の許可日の前日 29,506m ³ 2025 年 月 日～2026 年 月 日 29,506m ³ 2026 年 月 日～2027 年 月 日 29,506m ³ 2027 年 月 日～2028 年 月 日 29,506m ³ 2028 年 月 日～2029 年 月 日 29,506m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成 17 年 環境省令第 28 号)第 6 条第 1 項に定める別表中欄に 基づく IV 海域のうち、以下の点を中心とした半径 250m の海域。 北緯 34° 29' 30" 東経 138° 39' 57" (詳細は別紙－2 のとおり)
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成 17 年 9 月 22 日環境省令第 28 号)第 6 条第 1 項に規定する排 出方法で実施し、航行中に排出しない。 (詳細は別紙－3 のとおり)
△廃棄物の排出海域の 汚染状況の監視に関 する計画に係る事項	監視の方法	別紙－4 のとおり
	監視の頻度	別紙－4 のとおり
備考		
1 ※の欄には記入しないこと。		
2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別 紙を添付すること。		